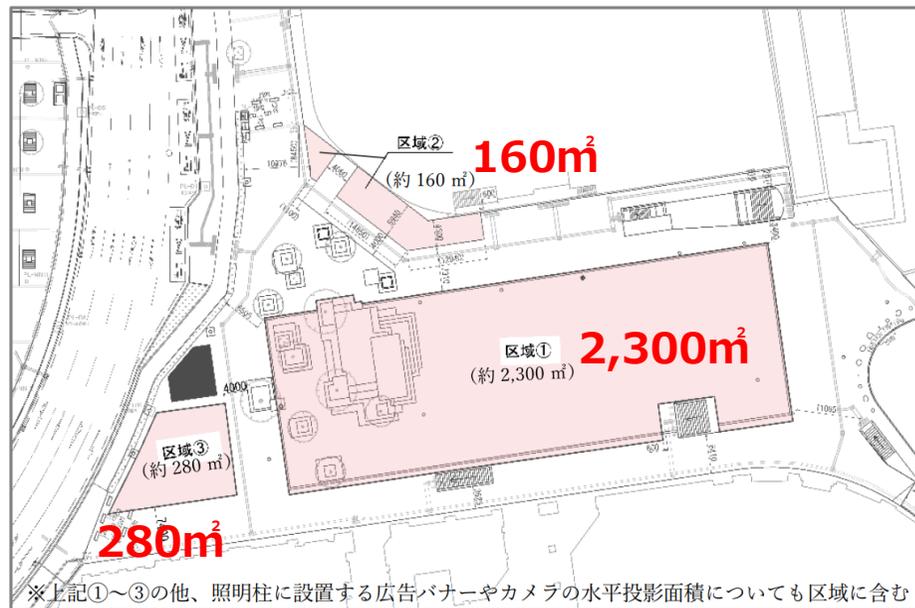


1. 区域②&区域③イベント利用時の維持管理協力金の考え方(素案)

■ 区域①の維持管理協力金

区域	使用面積	実施日	単位	企画実施日(税別)	設営・撤去日(税別)
広場中央区域	全面	平日	一日につき	80万円	40万円
		休日		120万円	80万円
	半面	平日	一日につき	70万円	35万円
		休日		84万円	42万円

■ 面積



■ 面積比で考えた場合

		区域① (広場中央)	区域② (マルイ前)	区域③ (喫煙所南)
面積		2,300㎡	160㎡	280㎡
平日	企画実施日	80万円	5.6万円	9.6万円
	設営・撤去日	40万円	2.8万円	4.8万円
休日	企画実施日	120万円	8.4万円	14.4万円
	設営・撤去日	80万円	5.6万円	9.6万円

約0.12倍 (Area 2 to Area 1)
 約0.07倍 (Area 2 to Area 1, daily event)

※広場開業前は、区域③を区域①と同時に「バックスペース」として使う場合、無料で利用を想定していたが、維持管理協力金をいただく方針に変更する。

1. 区域②&区域③イベント利用時の維持管理協力金の考え方(素案)

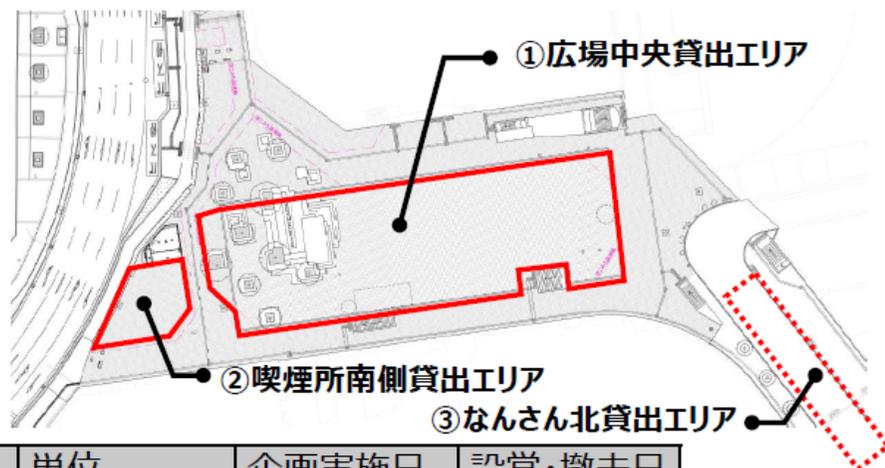
【参考：喫煙所南の過去の検討状況】 ※2023年・広場開業前の検討

1. 維持管理協力金について

※社会実験の検証結果を踏まえて、金額設定のブラッシュアップを行う。

- ・維持管理協力金は下表の通りである。
- ・②喫煙所南側貸出エリアは、①広場中央貸出エリアを使用時にバックヤードとして使用する場合のみ、無料とする。それ以外は維持管理協力金を徴収する。

※実費（電気代等）は別途徴収



エリア	使用面積		実施日	単位	企画実施日	設営・撤去日
①広場中央貸出エリア	全面		平日	1日につき	80万円	40万円
			休日		120万円	80万円
	半面		平日	1日につき	56万円	28万円
			休日		84万円	56万円
②喫煙所南側貸出エリア	全面	単独使用	平日	1日につき	12万円	6万円
			休日		20万円	12万円
		①と併用利用でバックヤードとして利用する場合	平日 休日	1日につき	無料	
A + B共通	スポット利用	平日	※検討中	※検討中	※検討中	
		休日			※検討中	

0.7倍

面積が約0.15倍
(面積に応じて金額を設定)

2. 区域②購買施設利用時の維持管理協力金の考え方(素案)

(1)区域②（マルイ前）での実施内容

項目	実施主体	実施内容	課題認識	検証項目
【必須】 机・椅子の設置	準備委員会	・机12台、椅子24脚設置 ※2024年度設置数	・24h常時警備員 設置を行うと、広場 運営者の費用負 担が大きく、継続 性が低い	①利用ニーズの検証 ②警備員配置形態の検証 →実施期間中に、専用警備員有・ 無し2パターンを実施し、専用警 備員不要の体制を目指す ③自転車通行防止対策の検証
【必須】 イベントの受入	準備委員会	・広場中央(区域①)と同様に 一般に向けて貸出を実施	・利活用上のレイア ウト等の注意点が 整理されていない	①維持管理協力金の妥当性の検証 ②利活用方法の検証 —隣接施設との調整方法 —レイアウトパターンの検証 —雑踏対策等のコントロール方法
【提案】 購買施設		※大阪市内に購買施設とイベントの違いを確認後検討（7日以上企画が該当か）		

2. 区域②購買施設利用時の維持管理協力金の考え方(素案)

(2)区域② (マルイ前) の維持管理協力金(案)

①区域②の購買施設の維持管理協力金の基準

(a)占用料年間 (通常)

$$332,000\text{円}/\text{m}^2 \cdot \text{年} \times 160\text{m}^2 = 53,120,000\text{円}/\text{年}$$

(b)占用料年間 (1/10以上)

$$53,120,000\text{円}/\text{年} \times 1/10 = 5,312,000\text{円}/\text{年}$$

・購買施設の維持管理協力金の日額は、大阪市道路占用料条例(昭和28年条例第16号)で定める占用料の10分の1以上の水準としてください。

(参考) 大阪市道路占用料条例(昭和28年条例第16号)「別表」における「法施行令第7条第8号に掲げる施設のうちその他のもの」：近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額(当該地における令和6年の相続税路線価に基づき算出した場合、
332,000円/㎡・年)

←この金額を超える維持管理協力金を設定

※参考：1日当たり14,553円

②購買施設の維持管理協力金の考え方(案)

【本ほこみち期間での維持管理協力金の徴収の考え方】

- ・将来は、年契約での維持管理協力金の徴収を想定しているが、多様な活用方法を試行する為、今回のほこみち期間では、1か月単位の契約形態とし維持管理を1か月毎の金額で設定する。
- ・1か月間のうち、イベントを実施しない日を設けることは可能であるが、その場合は当該日に机や椅子を設置し、管理を行うことを条件とする。

(a)一般管理費 →占用料(①(a))の15%と位置付

$$5,312,000\text{円}/\text{年} \times 15\% = 796,800\text{円}/\text{年}$$

(b)【将来想定】維持管理協力金(年額)

$$5,312,000\text{円}/\text{年} + 796,800\text{円}/\text{年} = 6,108,800\text{円}/\text{年}$$

←将来の購買施設の
維持管理協力金の想定

(c)【ほこみち期間①】維持管理協力金(月額)

$$6,108,800\text{円}/\text{年} \div 12\text{月} = 509,066\text{円}/\text{週} \Rightarrow 500,000\text{円}/\text{月}$$

←本ほこみち期間の購買施設の
維持管理協力金

2. 区域②購買施設利用時の維持管理協力金の考え方(素案)

(3)区域②（マルイ前）の活用ステップ(案)

- ・開始後、約1年間は、運用ルール検証期間として、マルイさんを検証パートナーとして、自主事業として活用を行い、運用ルールの検討を行う。 ※状況に応じて、検証期間延長の可能性もあり
- ・2年目の9月より、イベント受入・購買施設受入を行う。

項目	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	▼9/1開始	▼9/1 ※想定			6/30終了▼
机・椅子の設置	検証 ※10月に1か月の検証を想定	検証結果に応じて常設設置 ※利活用区域①と同様		警察協議により専用警備員の設置無しを合意の場合、常設設置も可能	
イベントの受入	運用ルール検証期間 ※自主事業としてイベント実施		イベント受入		
購買施設			購買施設受入		